

ない、そういうことで最近におきまして、社会・経済上の要望というものに応えることといたした次第でございます。ただ私設の設備を一人以上共同し

災害時等におきまして、むしろ郵政大
臣が命令をして緊急通信を行えといつ
たような場合については、当然この設
備の接続は自由にできるところとと

は、政令を以てこれを定めることとしたした次第でござります。

確保のために必要最小限度の罰則を設けることとした次第であります。

て設置するということになりますと、先ほども申上げましたように、公衆通信との関係が混乱して参りますので、一応これは原則として禁止する。併しそれらの公衆通信を侵害する虞れのない場合は、共同設置の場合と同様、共同設置の場合は、共同設置の場所に必要な通信、或いは緊密業務に必要な通信、或いは先ほど申しましたと同様に邊鄙な地域におきます設備相互間の接続は、

郵政大臣の許可に変えた次第であります。

えると認めるときは、必要な限度において、その設備の使用停止、或いは

要についてお話を申上げます。公衆電気通信法と言いますのは、先ほど冒頭

りますいわゆる街頭放送であるとか、或いは北海道その他の方面でやつておられますラジオの共同聴取というものがござりますが、これらのものを有線放送設備と言つておるわけでござります。二つ目は河川敷の電線を介しておられるから他人の通信を媒介する、或いはその他他人の通信の用に供すると、いふことは、現在の電信法では、主務大臣の命令があつた場合以外には認められないといふことになつておりますが、この法案では、非常事態の場合

は改造、修理等の措置を命に得ること
いたした次第であります。

又、先ほど申上げました共同設置と
か、或いは接続とか他人使用の許可に
係る設備が許可の条件に適合しなくな
つたときには、その許可を取り消し得る

に御説明申上げましたように、公衆電気通信の利用関係についての基本法規としてこれを制定いたしましたわけであります。先ほど申上げましたように、従来の電信法におきましては、設備の監督と並んでこれら業務につきます規定

ない、といふので、これは自由にする。それ以外の共同して行う業務たとか、或いは緊密な関係を有する業務に使用するための設備といふものについては、郵政大臣の許可を受けて設置する。もう一つ、更に公社の手の及ばない、いわゆる電話の加入区域に属さない地域におきます設備、これにつきましても、今度は郵政大臣の許可を受けねばできることといたした次第でございます。

第四といたしましては、技術基準でござりますが、有線電気通信設備につきましては、施設者がみずから規制す

こととしたいたした次第であります。
以上のようなことで許可の取消等の行政処分が多くあるわけでござりますが、不当な行政処分の救済措置といったしまして、異議申立の途を開き、又行政処分の公正を期するために許可の取消を行う場合、或いは異議の申立てを受理いたしました場合には、公開による聴聞を行うこととしたいたした次第であります。

を説いておつたのでござりますが、殆んどその主要なものはこれを省令に譲りまして、法律の中にはこれらのサービスの面、いうものは規定がなかつたのであります。又、一方におきまして電信線電話線の建設についての土地の使用等についての根拠といたしまして、明治二十三年に制定されました電信線電話線建設条例という非常に古い法律がこれの根拠法とされておるのであります。電柱一本について四錢というのが規定されてござるるはこの法律でござります。

次に、有線電気通信設備使用関係でござりますが、只今共同設置の所で申し上げましたと同様の趣旨を以もまして、設備相互間の接続といふことは、やはり共同設置と同様な趣旨でこれを制限する必要があります。そこでそれらの虞れのない場合、いわゆる一構内の場合は、或いは有線放送設備相互間、そういうような場合につきましては、これは自由である。それから一方非常にべき標準といたしまして、退信その他設備相互間の妨害、或いは人体又は物件に対します危害損傷というものを未然に防止し、或いは排除することが絶対に必要でありますので、これらの人間請を満たすための必要最小限度の技術基準を定めることといたしたのであります。この法案の中には、その技術基準制定の基本方針のみを書きました。あとの技術的な細目につきましては、

それは厳格な意味では有線電気通信設備とは申しません。これに類似した電気的な設備でございましても、他の通信に妨害を与える虞れがありますので、技術的な問題につきましては、当該該当規定を準用することいたしました次第であります。

制訂することとしたのでございま
す。また、これら法律が只今申しまし
たように、制定されてから殆んどそ
の改正を見ておりませんので、やはり有
線電気通信法で申しましたと同様に、
現下の情勢に合わない部分が多くある
わけでございまして、これを改めま
して、新たに公衆電気通信業務の基本
法といたしまして、公衆電気通信法を
制定することとしたのでございま

先づ制定の基本方針をいたしまして、は、この公衆電気通信法では、通信の利用者に対しまして電話のサービスを提供する場合におきましては、それが有線によろうが、無線によろうが、すべて公衆電気通信業務に關しましては、この法律が基本法であるという建前でございます。

第二といたしまして、事業保護のために、従来の電信法では各種の特權的な規定や相当嚴重な罰則が設けられておるのでございますが、新憲法の精神に即するために、極力これを廢止いたしまして、事業の特殊性に基いて本当に必要なものののみを存続せしめることいたしたわけでござります。

第三といたしまして、公社の公衆電気通信設備の建設及び保存について必要な公用負担につきましては、土地収用法の規定によるのが原則でござますが、公社が建設、保存いたします線路につきましては、その設備が全国に散在しております。又厖大な数に上るといふ特殊性に鑑みまして、土地収用法の特例といたしまして、土地等の使用に関する手続を民主化し、且つ適正な補償をするという建前で、法律案の中に規定をいたしたわけでござります。

第四といたしまして、現在命令によつて規定されておりまする事項の中で、いわゆる省令の電報規則であるとか、或いは電話規則で規定しております中でも、電気通信上の基本的なサービス、その他法律で規定することが適當であると認められるものにつきましては、現在の社会、経済の実情に副うたために必要な変更を加えまして、これを法律で規定することといたしまして、

附属性的なサービスにつきましては、公社がその内容を定めまして、この法律の中から除くこととしたいたしました。次に、料金でございますが、料金につきましては、主要な料金は法律で定めることといたし、その他の附属性的な料金につきましては、郵政大臣の認可を受けて公社又は会社が定めるということとしたいたした次第でござります。

第六といたしまして、国際電気通信業務につきまして、別途国際電気通信条約及びこれらに附隨した規定等が制定されております。これらの条約等に別段の規定がない限りにおきましては、この法律を適用することとしたいたしました次第でござります。

第七といたしまして、この公衆電気通信法案の別表といたしまして、先ほど申上げました法律で定める料金が掲げられておるわけでございますが、これは後ほど御説明いたしますよう、この料金表の中で今回新たに現行収入の二五%増収を図るために必要な料金改正を行つております。

次に、法案の主な内容について申上げます。

第一章は総則でございますが、総則の中におきましては、憲法で規定されております国民の法の下における平等、表現の自由及び通信の秘密の確保を保障するため、公衆電気通信サービスの提供及び利用につきましては、利用の公平、検閲の禁止、秘密の確保ということ、これらの点につきましての必要な規定を設けることといたしたのであります。

第二といたしまして、非常災害時におきまして、公衆電気通信サービスの

全部を提供することが非常に困難である場合には、重要通信だけを確保するために、一部の業務を停止することができるという根拠規定を置いたのであります。

第三といたしましては、公衆電気通信業務の一部につきましては、現在郵便局において電信電話のサービスを行なつておるわけでございますが、これにつきましては、今後といえども引き続き、郵政大臣に公社業務の一部を委託し得るという根拠規定を置いたわけでござります。

第四といたしまして、郵政大臣以外にも、電気通信設備の施設者、例えは国鉄とか私鉄の施設であるとか、或いは船舶の無線局であるとか、そういうものに対しましては、公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件に適合するものにつきましては、電信電話サービスの一部又は料金の収納に関する事務を委託することができる」といたしましたのであります。

第五といたしまして、今回の公衆電気通信法におきましては、国際電気通信業務につきましては、公社と公社とがダブつて行わないよう、その範囲を政令で定めるということにいたしましたわけであります。そこでこの政令で定めたそれらの範囲の業務については、併し全部を公社又は会社で行い得ないので、これを相互に委託ができるということにいたしたのでござります。

具体的に申上げますと、公社の行います国際電気通信業務と申しますのは、極く限られた沖縄、いわゆる南西諸島向けの電報、電信、電話といふものがこの公社の行います国際電気通信業務の一つであります。

と思います。従来から加入電話の取扱につきましては、いろいろの法律上の規定があつたわけですが、今回はこの電話の利用關係は私法上の契約であるということを明らかにこの法律の中で定めることいたしました次第であります。

それから次に、従来は電話の設置場所といふものは、加入者の住所、居所又は業務に使用する場所であるということが必要でございました。又官公署であるとか、法人等におきましては、単にこの高級職員の住宅だけに会社名義なり、官庁名義の電話の設置を認めておりました。今回はこれを拡げまして、加入者の使用人であるとか、或いはその事業に従事する者であれば、誰でもその居住の場所に官庁名義なり、会社名義なりの電話を敷き得るということに変えた次第であります。

それから構内の交換電話、いわゆる増設電話につきましては、従来はビルディングの中におきましてA会社の持つておりますいわゆるP BXにつきましては、Bの会社がその内線電話を利用することを認めていなかつたのでございますが、現在のような電話事情の窮屈しておるときに、新たにBの会社が更に単独の加入電話等を設置することは、非常に困難な面もございまますので、特にこのAの会社の持つておるP BXをBの会社も一部それを利用できるということを表面から認めることといたした次第であります。勿論この場合には、こういう他人に通話させるといふことの契約を会社と締結するということを必要条件としておるわけであります。

それからこの公衆電気通信法を制定

給事情の窮屈した場合においては、一般的の需要に応じ得られませんので、今後といふども公益優先受理の建前をとるということやはり明らかにいたしかねません。

次に、昭和二十四年の二月十五日付で、設置されました電話につきましては、ボッダム政令によりまして譲渡を禁止しておつたのであります。いわゆる新電話と称しておりますが、これが昨年の十月二十四日を以ちましてこのボッダム政令が失効と相成りましたので、臨時的に、このボッダム政令を以てとつておりますが、ところが昨年十二月二十日を以ちましてこの新電話の譲渡禁止の措置を今度は解除いたしました。これはすでに現在譲渡禁止を解除しております。この法案におきましても、その方針を踏襲することといたしております。但し投機的、射利的な申込といふようなものが相当ござりますので、電話を譲渡した人が、その日から一年以内に更に同一人が加入電話を同一の加入区域において申込みました場合には、その申込は承諾しない。或いは順位としてビリに持つて行くというような措置を講ずることとしたいたした次第でござります。

市外通話関係につきましては、現在の規則と殆んど変りはございません。

次に、第四章公衆電気通信設備の専用につきましても、大体原則といましまして現在と同じ建前をとつております。別に特に御説明を申上げることはございません。

第五章は料金の規定でございますが、現在電報、電話の各種サービスについての料金は、全部電信電話料金法に規定されておるわけでございます。例外といたしましては、国際電報と国

料金はすべて法定されております。ところが、これらの料金を全部法定するということは、公社なり会社を設置いたしました趣旨からいたしましても如何かと思われますしするので、主要な国民全体が廣汎に或いは普遍的に利用するような、例えば通常電報の料金であるとか、或いは加入電話の使用料、そういうものにつきましては、これを法定いたしますが、その他の附属的な料金につきましては、これは公社又は会社が定めまして、郵政大臣の認可を受けるということに今回は方針を改めたわけでございます。いわゆる料金につきましては、法定の料金と認可料金と二本建といたしたという次第でございます。

なお、國際電信関係の料金につきましては、或いは金フランとか、

或いは外國通貨で定められておりま

す。それから次に、土地等を使用する権利の存続期間でございますが、従来

これは全然この存続期間の規定がな

いふまでのことでございます。今回は、電柱

等につきましては十五年、その他の地

下ケーブルなど、或いは鉄鋼又はコ

ンクリート造り等の地上の工作物とい

うようなものは五十年というふうに存

続期間を一応定めたわけでございま

す。それから土地等の使用の手続につ

いては、従来は権利者との間に一

方的に定めておつたのでござります

が、今後はそれらの権利者との間の協

議が調わないときには都道府県知事

にこの裁定をさせるということといた

現在もそれらのサービスに関する料金

の返還をいたしておりますが、この法

案におきましては、現在のままよりも

まろしくその範囲を拡げて料金返還を

いたすというふうに規定しているわけ

であります。

第六章は土地の使用關係でございま

す。先ほど方針で申上げましたよう

に、従来の電信線電話線建設条例とい

うものは、相当特權的な形をとつた規

定と相成っております。そこで今回

は、財産権を尊重するという面と公

益の保持という点のバランスを考えま

して、次のようないたしたわけござ

いません。第一といいたしまして、公社は

公衆電気通信業務の用に供します線路

だと、或いは空中線これら附屬設

備というものを設置するためには、

他人の土地や或いは建物その他的工作

物を使用することができますが、併しそ

の場合につきまして、土地につきま

しては、その土地の利用を著しく妨げ

ない限度においてだけ使用ができると

いうような制限を付けたわけがありま

す。それから次に、土地等を使用する

権利の存続期間でございますが、従来

これは全然この存続期間の規定がな

いふまでのことでございます。今回は、電柱

等につきましては十五年、その他の地

下ケーブルなど、或いは鉄鋼又はコ

ンクリート造り等の地上の工作物とい

うようなものは五十年というふうに存

続期間を一応定めたわけでございま

す。それから土地等の使用の手續につ

いては、従来は権利者との間に一

方的に定めておつたのでござります

が、今後はそれらの権利者との間の協

議が調わないときには都道府県知事

にこの裁定をさせるということといた

現在もそれらのサービスに関する料金

の返還をいたしておりますが、この法

案におきましては、現在のままよりも

まろしくその範囲を拡げて料金返還を

いたすというふうに規定しているわけ

であります。

第六章は土地の使用關係でございま

す。先ほど方針で申上げましたよう

に、従来の電信線電話線建設条例とい

うものは、相当特權的な形をとつた規

定と相成っております。そこで今回

は、財産権を尊重するという面と公

益の保持という点のバランスを考えま

して、次のようないたしたわけござ

いません。第一といいたしまして、公社は

公衆電気通信業務の用に供します線路

だと、或いは空中線これら附屬設

備というものを設置するためには、

他人の土地や或いは建物その他的工作

物を使用することができますが、併しそ

の場合につきまして、土地につきま

しては、その土地の利用を著しく妨げ

ない限度においてだけ使用ができると

いうような制限を付けたわけがありま

す。それから次に、土地等を使用する

権利の存続期間でございますが、従来

これは全然この存続期間の規定がな

いふまでのことでございます。今回は、電柱

等につきましては十五年、その他の地

下ケーブルなど、或いは鉄鋼又はコ

ンクリート造り等の地上の工作物とい

うようなものは五十年というふうに存

続期間を一応定めたわけでございま

す。それから土地等の使用の手續につ

いては、従来は権利者との間に一

方的に定めておつたのでござります

が、今後はそれらの権利者との間の協

議が調わないときには都道府県知事

にこの裁定をさせるということといた

現在もそれらのサービスに関する料金

の返還をいたしておりますが、この法

案におきましては、現在のままよりも

まろしくその範囲を拡げて料金返還を

いたすというふうに規定しているわけ

であります。

第六章は土地の使用關係でございま

す。先ほど方針で申上げましたよう

に、従来の電信線電話線建設条例とい

うものは、相当特權的な形をとつた規

定と相成っております。そこで今回

は、財産権を尊重するという面と公

益の保持という点のバランスを考えま

して、次のようないたしたわけござ

いません。第一といいたしまして、公社は

公衆電気通信業務の用に供します線路

だと、或いは空中線これら附屬設

備というものを設置するためには、

他人の土地や或いは建物その他的工作

物を使用することができますが、併しそ

の場合につきまして、土地につきま

しては、その土地の利用を著しく妨げ

ない限度においてだけ使用ができると

いうような制限を付けたわけがありま

す。それから次に、土地等を使用する

権利の存続期間でございますが、従来

これは全然この存続期間の規定がな

いふまでのことでございます。今回は、電柱

等につきましては十五年、その他の地

下ケーブルなど、或いは鉄鋼又はコ

ンクリート造り等の地上の工作物とい

うようなものは五十年というふうに存

続期間を一応定めたわけでございま

す。それから土地等の使用の手續につ

いては、従来は権利者との間に一

方的に定めておつたのでござります

が、今後はそれらの権利者との間の協

議が調わないときには都道府県知事

にこの裁定をさせるということといた

現在もそれらのサービスに関する料金

の返還をいたしておりますが、この法

案におきましては、現在のままよりも

まろしくその範囲を拡げて料金返還を

いたすというふうに規定しているわけ

であります。

第六章は土地の使用關係でございま

す。先ほど方針で申上げましたよう

に、従来の電信線電話線建設条例とい

うものは、相当特權的な形をとつた規

定と相成っております。そこで今回

は、財産権を尊重するという面と公

益の保持という点のバランスを考えま

して、次のようないたしたわけござ

いません。第一といいたしまして、公社は

公衆電気通信業務の用に供します線路

だと、或いは空中線これら附屬設

備というものを設置するためには、

他人の土地や或いは建物その他的工作

物を使用することができますが、併しそ

の場合につきまして、土地につきま

しては、その土地の利用を著しく妨げ

ない限度においてだけ使用ができると

いうような制限を付けたわけがありま

す。それから次に、土地等を使用する

権利の存続期間でございますが、従来

これは全然この存続期間の規定がな

いふまでのことでございます。今回は、電柱

等につきましては十五年、その他の地

下ケーブルなど、或いは鉄鋼又はコ

ンクリート造り等の地上の工作物とい

うようなものは五十年というふうに存

続期間を一応定めたわけでございま

す。それから土地等の使用の手續につ

いては、従来は権利者との間に一

方的に定めておつたのでござります

が、今後はそれらの権利者との間の協

議が調わないときには都道府県知事

にこの裁定をさせるということといた

現在もそれらのサービスに関する料金

の返還をいたしておりますが、この法

案におきましては、現在のままよりも

まろしくその範囲を拡げて料金返還を

いたすというふうに規定しているわけ

であります。

第六章は土地の使用關係でございま

す。先ほど方針で申上げましたよう

に、従来の電信線電話線建設条例とい

うものは、相当特權的な形をとつた規

定と相成っております。そこで今回

は、財産権を尊重するという面と公

益の保持という点のバランスを考えま

して、次のようないたしたわけござ

いません。第一といいたしまして、公社は

公衆電気通信業務の用に供します線路

だと、或いは空中線これら附屬設

備というものを設置するためには、

他人の土地や或いは建物その他的工作

物を使用することができますが、併しそ

の場合につきまして、土地につきま

しては、その土地の利用を著しく妨げ

ない限度においてだけ使用ができると

いうような制限を付けたわけがありま

す。それから次に、土地等を使用する

権利の存続期間でございますが、従来

これは全然この存続期間の規定がな

いふまでのことでございます。今回は、電柱

等につきましては十五年、その他の地

下ケーブルなど、或いは鉄鋼又はコ

ンクリート造り等の地上の工作物とい

うようなものは五十年というふうに存

続期間を一応定めたわけでございま

す。それから土地等の使用の手續につ

いては、従来は権利者との間に一

方的に定めておつたのでござります

が、今後はそれらの権利者との間の協

議が調わないときには都道府県知事

にこの裁定をさせるということといた

現在もそれらのサービスに関する料金

の返還をいたしておりますが、この法

案におきましては、現在のままよりも

まろしくその範囲を拡げて料金返還を

いたすというふうに規定しているわけ

であります。

第六章は土地の使用關係でございま

す。先ほど方針で申上げましたよう

に、従来の電信線電話線建設条例とい

うものは、相当特權的な形をとつた規

定と相成っております。そこで今回

は、財産権を尊重するという面と公

益の保持という点のバランスを考えま

して、次のようないたしたわけござ

いません。第一といいたしまして、公社は

公衆電気通信業務の用に供します線路

だと、或いは空中線これら附屬設

備というものを設置するためには、

他人の土地や或いは建物その他的工作

物を使用することができますが、併しそ

の場合につきまして、土地につきま

しては、その土地の利用を著しく妨げ

ない限度においてだけ使用ができると

いうような制限を付けたわけがありま

す。それから次に、雜則の中でも一つ

決定して、あとは開通を順番で待つと

大きい点は、從来は電信電話の取扱い

設けておりますが、電話局を中心にはいたしまして、大体町の真中ならば普通加入区域に入るわけござります。ところがこの普通加入区域の中におきましては、線路の関係で、全部のお申込に応じ得られない現状であります。そのために止むを得ず一定の制限距離との設備を要します実費を徴収することいたしておりますのでござります。東京で申しますと、大体ケーブルの最後の末端から約百五十メートルの範囲内におきまするお申込であれば、これを受理することいたしますが、それを越えるものにつきましては、制限距離外のものとして線路の実費を徴収する。これは決していい方法ではないのでございますが、現在の公社予算の建前で、一轍にこれを廃止するといふことが困難でござりますので、差し向きて昭和三十一年三月三十一日までの臨時措置として止むを得ずこれを存置することといたしました次第でござります。

それから先ほど申上げましたように、公衆電気通信法で、今度はP BXにつきましては、仮に利用者の意思によりまして、公社に頼むものと、それから自分自身で設置、保存するものとの二つの建前を認めたわけござります。現在すでにこの加入者が設置しておりますので、この加入者が保存しておりますもので、公社が保存して、公社に維持を頼んでおる例がございますが、これにつきましては、今回この法案の施行とともに、加入者の意向によりまして、両者どちらかの方法を選択するという途を開いたわけでございま

電話設備費負担臨時措置法という法令が別にあります。これは御承知のようになります。現在電話を設置する場合に、東京金或いは六万円の電信電話債券を引受け頂くということになつております。これらのことと規定した法律であります。の中に先ほど申しました構内電話、P BXにつきましては、從来のP BXを設置する場合には、これに對します実費を全部加入者から出します。而もその設備の所有権は公社に帰属するという建前になつておつたわけでございます。今回は、これを改めまして、今後公社にこのP BXの設置を依頼するかたにつきましては、從来実費を全部頂戴しておつたものを、今度は電信電話債券を引受け頂くというふうに建前を変えたわけでございます。

本年度におきまする現行収入が、八月以降五百一十八億円と予定されておりますが、これの約二五%の増収、金額としまして百三十四億円の増収を圖ることを目途といたしておられます。これを平年に計算いたしますと約二百億に相成ります。これらの一五%の増収を確保いたしますためには、各種の料金によりまして、必ずしも一律に二五%の値上げをするといふわけに参らないのであります。いろいろな現在までの料金の経緯或いは料金体系等を考慮いたしまして、それより具体的に値上率を異にいたしたわけでござります。

先づ内国電報から申上げますと、内国電報につきましては、これは前回の一割値上案と同様でございますが、市外の電報料だけを値上げするというごとにいたしまして、基本料現行十字まで五十円のものを六十円に値上げする、累加料の五字までごとに十円は据置きとするということとした次第でござります。現在の電報一通当たりの平均字数は二三・五字に相成つております。一三・五の平均字数で計算いたしますと、値上率が一三%と相成るわけでございます。現在二三・五字で申しますと七十八円の料金となります。これが改正料金で申しますと八十八円と相成るわけであります。電報料につきましては、その他の市内電報、翌日配達電報等につきましては、これを据置くことといたしております。

次に、電話の料金につきまして、市内電話料金中、度数制の局と然らざる局がありますが、度数制の局におきましては、今度は度数料一度数ごとに従

した次第でござります。これと関連いたしまして、基本料は、今回は一ヶ月の使用度数が六十度までの通話に対しましては、特別に通話料をもらわない。これを基本料の中に含むのであるといふ最低度数制といふものを採用いたしたわけでござります。これによりますと度数制局におきます平均の値上率が五三名に相成ります。それから均一制の局につきましては、度数制局とのバランスをとりまして約二七名の値上げということに相成るわけであります。なお、度数制の局につきましては、現在は事務用と住宅用とによりまして基本料に差をつけたのでございましますが、今回はこの事務用と住宅用の差をなくしまして一本の基本料といふようにいたした次第でございまます。そこで、一体それではこれによりましてどうふうにこの負担が増すかということを、具体的に東京で例をとつて申上げますと、東京では現在事務用の電話を例にとりますと、基本料が五百四十四円、これに一日の平均使用度数が八・八度になつております。これで計算いたしますと、現在の料金で申しますと、一月の使用料が千八百六十四になります。それが今日は値上げによりまして一千八百三十円、約五二%の値上げになるわけでござります。大阪について申しますと、これが四五%の値上げといふことに相成るわけであります。

なお、今回はこの度数制の局につきまして、従来の局の種別を若干変更いたわけでございます。従来は五万以上加入者のある所は全部一級局として扱つたのであります。ところが現在す

万、大阪は約八万でございます。同じ一級局でもこれだけの加入者に開きが出て参りました。差が出て参りました。そのため利用価値或いは経費の面から申しましても、必ずしも同一でございません。で、今回は、その級局の好み方を改めまして、新たに新一級局と言いますのを、加入者二十五万以上のものを新一級とする。新二級局は加入者十五万から二十五万まで、新三級局は従来の一級局であります五万から十五万というふうに三段階に従来の一級局を分けたわけであります。東京都では現在一級局のものが新しい級局で申しますと二級局になる。大阪は現在二級局のものが三級局と相成る次第でござります。

五級局と、それから均一制局になつてあります五級局、同じ五級局でも度数制を施行しておりますものとそれでないものとがありますので、同じ五級局の平均した使用度数と加入者の料金をバラシスさせるということを基礎としたとして、この均一使用料を算定いたしました。この均一使用料を算定いたしたわけでございます。この均一使用料につきましては、先ほど申しましたような事務用と住宅用の区別を廃止するということは、これは住宅用の加入者にとつて非常に大幅の値上げになりますので、これは從前と同じように事務用と住宅用の二本建といったことにいたしました。

公衆電話料につきましては、度数料と大体均衡をとりまして一度五円のものを十円に値上げすることいたしました。

次に、市外電話料でござりますが、

市外電話料につきましては、平均約三

一%の値上げでござります。この市外

電話料の料金が、経費に比べますと経

費をカバーしておらないというふうな

実情でござりますので、今回の値上げにつきましては、近距離にその重点を置きました。現在の一一番最低の通話区間は十キロであります。この十キロの区間におきます料金七円を十円にする。以下二十キロのところが十円のところをプラス十円にして二十円、それからずつとあとはそれべ現行の料金にプラス十円ということにいたしました。三百八十キロの値上げをいたしたわけあります。これによりますと、三百八十キロと申しますと、東京から西のほうで

例を取りますれば、東京、豊橋間にあります。東京から名古屋以西につきましては、市外電話料について、今回も平均した使用度数と加入者の料金を算定いたしました。この均一使用料を算定いたしたわけでございます。この均一使用料につきましては、先ほど申しましたような事務用と住宅用の区別を廃止するということは、これは住宅用の加入者にとつて非常に大幅の値上げになりますので、これは從前と同じように事務用と住宅用の二本建といったことにいたしました。

公衆電話料につきましては、度数料と大体今申しました一般的の市外電話料の五割乃至八割増というところで抑えたわけでござります。

古屋、大阪の三大都市相互間におきま

しては、即時の通話が開始されること

になりますので、これらの点を考慮い

たしまして、即時、準即時の区間の料金

につきましても、従来の短区間のもの

ばかりでなく、今回はそれべ長距離の区間につきましても料金の設定を行なつたわけでございます。これによ

りますと、例えば一例を東京、大阪にと

りますと、東京、大阪が三百十キロの区間でございますが、現在の普通の市外電話料が百六十円でございます。

これは特急通話、至急通話が非常に多いの

ところが現在東京、大阪等におきまし

ては特急通話、至急通話は約五%を

占めております。又至急通話が二〇%

を占めております。それから申します

以上極く簡単でございましたが、三

ましては、それべその区間におきま

す普通の市外電話料と同額のものを徵

収するということにいたしたわけでござ

ります。そこで東京、大阪間で申上

げますれば、夜間におきまつては、八十キロ

以上の通話区間でございまして、而も

この即時、準即時を扱います所につき

までは、それべその区間におきま

す普通の市外電話料と同額のものを徵

収するということにいたしたわけでござ

ります。三法案の質疑は次回から行な

うことになつております。御異議を終りたいと存じます。

○委員長(左藤義詮君) お詫びいたし

ます。三法案の質疑は次回から行なうこ

とにいたしたいと存じますが、御異議

を承りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上極く簡単でございましたが、三

法案及び料金改訂の概要についての御

説明を終りたいと存じます。

○委員長(左藤義詮君) お詫びいたし

ます。三法案の質疑は次回から行なうこ

とにいたしたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上極く簡単でございましたが、三

法案及び料金改訂の概要についての御

説明を終りたいと存じます。

○委員長(左藤義詮君) お詫びいたし

ます。三法案の質疑は次回から行なうこ

とにいたしたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上極く簡単でございましたが、三

法案及び料金改訂の概要についての御

説明を終りたいと存じます。

○委員長(左藤義詮君) 御異議ないも

うと認めます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上極く簡単でございましたが、三

法案及び料金改訂の概要についての御

説明を終りたいと存じます。

○委員長(左藤義詮君) 御異議ないも

うと認めます。御異議ございませんか。